

総務省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（総括審議官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官） 第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</p> <p>2 （略） 3 政策評価審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務 に關する政策の評価に關する重要事項についての企画 及び立案に参画し、關係事務を總括整理する。</p> <p>4 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受け て、総務省の所掌事務に關するサイバーセキュリティ （サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第 百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをい う。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並び にこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率 化に關する重要事項についての企画及び立案に關する 事務並びに關係事務を總括整理する。</p> <p>5 地域力創造審議官は、命を受けて、総務省の所掌事 務に關する重要事項のうち地域の活力を創造するため の施策に關するものについての企画及び立案に参画し 、關係事務を總括整理する。</p> <p>6 審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に關する 重要事項についての企画及び立案に参画し、關係事務</p>	<p>（総括審議官、政策評価審議官、地域力創造審議官及 び審議官） 第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策評価審議 官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十三人（う ち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充て られるものとする。）を置く。</p> <p>2 （略） 3 政策評価審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務 に關する政策の評価に關する重要事項についての企画 及び立案に参画し、關係事務を總括整理する。 （新設）</p> <p>4 地域力創造審議官は、命を受けて、総務省の所掌事 務に關する重要事項のうち地域の活力を創造するため の施策に關するものについての企画及び立案に参画し 、關係事務を總括整理する。</p> <p>5 審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に關する 重要事項についての企画及び立案に参画し、關係事務</p>

を総括整理する。

を総括整理する。